

クリエイター指向の新しい著作権制度とは

安藤 和宏（東洋大学法学部准教授）

日本の著作権法には写真（著作物）を売ったり、使用したりしたら、写真家（著作者）に相当のお金を払いなさいと、何処にも書いてないことにお気付きですか。写真家が請求書に書く撮影料とは、労働に対する報酬なのか、創作物に対する使用料なのか、疑問に思ったことありませんか。まったく違う報酬の考え方ですが、両方貰っても、相当な報酬なのかもしれません。著作物創作のサイクルを円滑に維持するには、相当の報酬の支払いを著作権法で補償すること、その制度の充実が不可欠です。3月9日の研修会で、契約制度に著作権法が介入する例をお話いただきました。諸外国の制度を知ることには有効な手段になると思います。（著作権委員会）

1. はじめに

日本の著作権法には、契約を規制する規定がほとんど設けられていない。あくまでも契約当事者の交渉力には差がないという前提に立っている。しかしながら、そのようなケースがほとんど存在しないことは、周知の事実である。そして、写真家をはじめとして、著作者は交渉力が弱いため、経済的に不利な条件で契約を締結することが多いのが実情である。

一方、諸外国の著作権法には、さまざまな契約法的な規定が設けられており、契約自由の原則に著作権法が介入することによって、著作者の保護が図られている。つまり、比較法的に見ると、日本の著作権法は著作者保護の規定を欠いた、クリエイターに驚くほど冷たい法制度なのである。

本稿ではアメリカ、ドイツ、フランスの著作権制度における契約法規定を紹介し、あるべき著作権制度について考察してみたい。

2. アメリカの終了権制度

まず、本稿で紹介したいのはアメリカの終了権制度である。これは、権利付与（著作権の移転及びライセンス）が行われた日の35年後に始まる5年間に限り、終了権者（著作者またはその遺族）が権利を付与した相手方に契約を終了するという通知をすることによって、権利付与を終了させることができるという制度である。具体的な例を挙げて説明しよう。

2015年5月1日に写真家Aが自分の作品Xの著作権を広告主Bに10万円で譲渡したとしよう。日本の著作権法では、写真家Aは作品Xの著作権を広告主Bから取り戻すことができない。ところが、アメリカの著作権法では、2015年5月1日から35年を経過すると、つまり、

2050年5月1日になると、写真家Aは広告主Bから作品Xの著作権を取り戻すことができるのである。この権利を終了権という。契約を強制的に終了させることができる権利ということになりやすいだろう。

契約を終了できるのは、著作権譲渡だけでなく、ライセンスも含まれる。たとえば、写真家Aが広告主Bに対して、作品Xの使用権を50年間与えるというライセンス契約を締結したとしよう。この場合でも、契約締結日から35年が経過すれば、写真家Aはこのライセンス契約を強制的に終了させることができるのである。

アメリカ著作権法における終了権制度の立法趣旨は、著作者やその家族に著作物の価値に見合う正当な報酬を受け取る2回目の機会を与えるというものである。前述したように、著作者は交渉力が弱いため、経済的に不利な条件で契約を締結することが多い。また、作品の価値は市場が決定するため、作品が市場に出る前にその価値を正確に判断することは不可能である。連邦議会は、このような著作物の実際の価値よりも低い報酬しか受け取ることができない著作者を保護すべきであると考え、著作者に終了権という強力な権利を与えたのである。

著作権契約を終了できる権利者を終了権者という。著作者が生存している場合は、著作者が終了権者となる。著作者が死亡した場合、寡婦または寡夫が終了権を取得する。ただし、著作者に子がいる場合、寡婦または寡夫が終了権の1/2を取得し、残りを子で等分に分ける。さらに著作者の子が亡くなっているが、その子の子、つまり著作者の孫が生存している場合、その孫にも終了権は帰属する。ただし、生存している子の子には終了権は帰属しない。終了権は複数の者に帰属している場合、終了権の過半数を持つ者が権利付与を終了させることができる。

職務著作物は終了権の対象外となる。これは、職務著作物の著作者は映画会社やレコード会社、出版社のような企業であり、個人の著作者のように不利な取引上の地位に置かれるものではないため、自然人クリエイターと



研修会のような

(撮影：和田靖夫)

同様の保護を与える必要はないという理由による。また、職務著作物の実際の創作者である従業員や請負人は、終了権を行使できない。彼らは制定法上の著作者ではないからである。

終了権制度の創設において、最も大きな課題となったのは、終了前の権利付与に基づいて作成された二次的著作物の扱いであった。連邦議会は、終了権の例外規定として、これらの二次的著作物の権利者は、終了後も権利付与の条件に基づいて、引き続き二次的著作物を利用することができるものとした。ただし、終了後は、終了権の対象となった原著作物に基づき、新たな二次的著作物を作成することはできない。この規定により、映画会社は、ライセンス終了後も、ライセンス契約に基づき製作した映画を継続利用することができる。

3. ドイツの相当報酬請求権制度

ドイツの著作権制度にもクリエイターを保護するさまざまな規定があるが、本稿では相当報酬請求権制度を紹介しよう。これは、著作者は使用権の許与及び著作物の使用許諾について、合意された報酬が相当なものでない場合、契約の相手方に対して、報酬が相当になるように契約の変更を求めることができるという制度である。したがって、著作者と利用者の間で、著作物の使用許諾の対価を1,000ユーロにすると合意しても、それが客観的に相当でない場合、著作者は利用者に対して、相当な報酬を与えるように契約の変更を請求できる。

この権利は著作者が保有するが、アメリカの終了権と同様、他人に譲渡することはできない。適用主体はすべての著作者であり、著作物の種類を問わない。雇用関係にある者の創作にも原則として適用される。なお、「相当な報酬」とは、契約締結時において、あらゆる事情を考慮しつつ、報酬が許与された利用可能性の方法及び範囲、特に使用期間及び使用時期に照らして、商取引上、通常かつ誠実に支払われるべきものに相応しい場合をいう。

この法制度の目的は、アメリカ法の終了権制度と同じく、著作者に作品の価値に見合った正当な報酬を得る2

度目の機会を与えるというものである。ただし、アメリカ法の終了権制度と違い、ドイツ法の法定報酬請求権制度は契約の存続を前提としている。前述したとおり、作品の価値は市場が決めるものであり、契約締結の時点では、その価値が分からないため、報酬に作品の価値が正確に反映されていない。この問題は権利の譲受人やライセンサーだけに責任を負わせるべき性質のものではない。ドイツ法はこの点を重視し、契約を終了させずに、契約内容を変更するというアプローチを採用したのである。

4. フランスの強制ロイヤリティー制度

ドイツ法と同様、フランス著作権法にも不当な契約から著作者を守る規定が多く存在するが、特に注目すべきは強制ロイヤリティー制度である。フランス法では、著作権移転の対価はロイヤリティーによる報酬を原則とする。これは権利の全部譲渡だけではなく、一部譲渡の場合にも適用される。ロイヤリティーのベースとなるのは販売または利用から生じる収益であるが、通常、著作物の複製物の場合は小売価格がベースとなる。

フランス法の強制ロイヤリティー制度は、一括払いの報酬で権利を移転したために、作品の商業的成功にもかかわらず、まったく追加報酬を受けられない貧窮の著作者を救済するものとして、大いに評価することができる。アメリカ法の終了権制度の立法過程で著作権局が当初、救済対象として想定していたのは、まさにこのような作家であった。フランス法の強制ロイヤリティー制度の立法趣旨は、アメリカ法の終了権制度やドイツの法定報酬請求権制度と同一であり、著作者は作品の価値に見合った正当な報酬を受け取るべきという考えに基づいている。

5. 結びに代えて

このように先進国の著作権制度に目を向けると、交渉力の弱い著作者を権利の譲受人やライセンサーによる不当な搾取から守る法律制度を持つドイツ、フランス、アメリカなどに比べ、日本は不利な取引条件を甘受せざるを得ない著作者の保護に無関心だと言われても仕方ないだろう。まさにクリエイター指向の著作権制度を構築すべき時期に来ていると思われる。クリエイターによる議論の深化に期待したい。

安藤和宏(あんどう・かずひろ)

1963年生まれ。東京学芸大学卒業、フランクリンピアース・ローセンター(LL.M.)、ワシントン大学ロースクール(LL.M.)修了、早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程博士研究指導終了。高校教諭、日音、キティミュージック、セブティマ・レイ、北海道大学大学院法学研究科特任教授を経て、現在、東洋大学法学部准教授。専門は知的財産法。博士(法学)。